

城西大学・城西短期大学 研究倫理規程について

【テキスト版】

科学の健全な発展のために
—誠実な科学者の心得—

日本学術振興会
「科学の健全な発展のために」編集委員会

日本学術振興会
「科学の健全な発展のために」編集
委員会編

『科学の健全な発展のために
—誠実な科学者の心得—』
【テキスト版】

(<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf>)

目次

1. 文部科学省の対応

2. 研究責任者の責務

- (1) 研究活動における不正行為
- (2) オーサーシップ
- (3) 不適切な発表方法
- (4) 利益相反
- (5) インフォームド・コンセント
- (6) 個人情報保護
- (7) 研究不正の防止と告発

3. おわりに

1. 文部科学省の対応

2006年8月

「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」

2007年2月 文部科学大臣決定

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン
(実施基準)」

研究活動における不正行為事例があとを絶たない



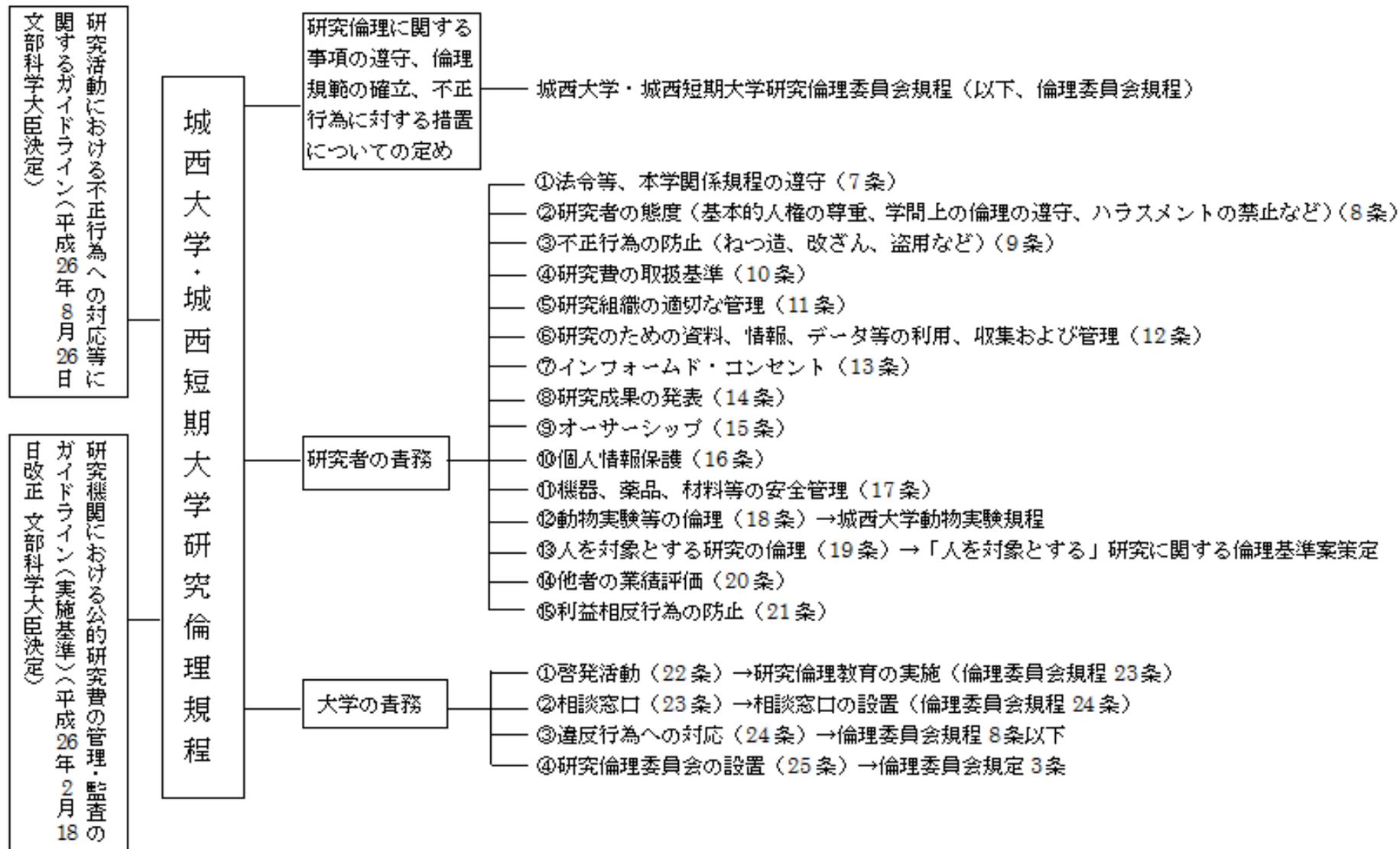
2014年2月 文部科学大臣決定

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン
(実施基準)」改正

2014年8月 文部科学大臣決定

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」

城西大学・城西短期大学研究倫理規程



2.研究責任者の責務

(1)研究活動における不正行為

(イ)不正行為(第9条)

以下の3種類を**特定不正行為**という

①ねつ造

②改ざん

③盗用

(ロ)特定不正行為以外の行為

①**不適切なオーサーシップ**(第15条)

②**二重投稿等**(第14条)

(ハ)不正行為に関する事例

図1 文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動において特定不正行為が認定された事案(一覧)

番号	不正事案名	不正事案の研究分野	調査委員会を設置した機関名	特定不正行為に関与した者等(所属機関、部局等、職名)	特定不正行為の種別(捏造、改ざん、盗用)	告発受理日	報告受理日
2015-01	千葉大学環境健康フィールド科学センター所属教員による研究活動上の不正行為(盗用)について	人類学	千葉大学	千葉大学 環境健康フィールド科学センター 助教	盗用	平成26年1月16日	平成27年5月29日
2015-02	藤女子大学文学部所属教員による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	社会学	藤女子大学	藤女子大学 文学部 准教授	盗用	平成27年5月20日	平成27年10月22日
2015-03	電気通信大学共通教育部所属教員による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	語学教育	電気通信大学	電気通信大学 共通教育部 教授	盗用	平成26年4月22日	平成27年10月28日
2015-04	福岡教育大学教育学部所属教員による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	身体教育学	福岡教育大学	福岡教育大学 教育学部 教授	盗用	平成26年5月9日	平成27年10月30日
2015-05	早稲田大学商学学術院所属教員による研究活動上の不正行為(著作権侵害(盗用))の認定について	経営学	早稲田大学	早稲田大学 商学学術院 准教授	盗用	平成26年9月19日	平成27年11月12日
2015-06	大阪産業大学工学部所属教員による研究活動上の不正行為(盗用)について	環境学	大阪産業大学	大阪産業大学 工学部 准教授	盗用	平成27年3月30日	平成27年12月1日
2015-07	皇学館大学現代日本社会学部所属教員による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	ボランティア、社会福祉援助技術	学校法人皇学館	皇学館大学 現代日本社会学部 教授	盗用	平成27年3月2日	平成27年12月25日
2015-08	滋賀医科大学医学部所属教員による研究活動上の不正行為(盗用・改ざん)の認定について	臨床看護学	滋賀医科大学	滋賀医科大学 医学部 教授	盗用・改ざん	平成27年6月10日	平成28年3月4日
2015-09	熊本大学医学部附属病院所属教員による研究活動上の不正行為(捏造(ねつそう))の認定について	検査医学	熊本大学	熊本大学 医学部附属病院 助教	捏造	平成24年5月21日	平成27年5月21日
2016-01	筑波大学人文社会系所属教員による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	政治学	筑波大学	筑波大学人文社会系 准教授(当時)	盗用	平成27年11月25日、平成28年1月13日、平成28年1月21日、平成28年2月3日	平成28年4月14日
2016-02	上智大学外国語学部所属教員による研究活動上の不正行為(盗用)について	政治学	学校法人上智学院	上智大学外国語学部教授	盗用	平成27年4月6日	平成28年7月6日

出所)文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動において特定不正行為が認定された事案(一覧)
(http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360839.htm) (2016年12月2日)。

(a) 盗用・改ざんの事例

図2 滋賀医科大学医学部所属教員による研究活動上の不正行為(盗用・改ざん)の認定について

番号	2015-08	特定不正行為の種別	盗用・改ざん
不正事案名	滋賀医科大学医学部所属教員による研究活動上の不正行為(盗用・改ざん)の認定について		
不正事案の研究分野	臨床看護学	調査委員会を設置した機関	滋賀医科大学
特定不正行為に関与した者等の所属機関、部局等、職名	滋賀医科大学 医学部 教授		
特定不正行為と認定された研究が行われた機関	滋賀医科大学	特定不正行為と認定された研究が行われた研究期間	平成24年12月20日(論文投稿日)
告発受理日	平成27年6月10日	本調査の期間	平成27年8月7日～平成27年12月10日
不服申立てに対する再調査の期間	なし	報告受理日	平成28年3月4日
特定不正行為が行われた経費名称	なし		

出所)文部科学省「滋賀医科大学医学部所属教員による研究活動上の不正行為(盗用・改ざん)の認定について」
(http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1368624.htm)(2016年12月2日)。

[事案]

滋賀医科大学医学部教員の論文の内容が、自身の教え子である大学院修士課程修了生の修士論文に酷似していたことから、盗用・改ざんに当たるのではないかとこの申立てがあり、調査を行った。

(b)ねつ造の事例

図3 熊本大学医学部附属病院所属教員による研究活動上の不正行為(捏造(ねつぞう))の認定について

番号	2015-09	特定不正行為の種別	捏造
不正事案名	熊本大学医学部附属病院所属教員による研究活動上の不正行為(捏造(ねつぞう))の認定について		
不正事案の研究分野	検査医学	調査委員会を設置した機関	熊本大学
特定不正行為に関与した者等の所属機関、部局等、職名	熊本大学 医学部附属病院 助教		
特定不正行為と認定された研究が行われた機関	熊本大学	特定不正行為と認定された研究が行われた研究期間	-
告発受理日	平成24年5月21日(自己申告による)	本調査の期間	平成24年5月21日～平成26年3月20日
不服申立てに対する再調査の期間	なし	報告受理日	平成27年5月21日
特定不正行為が行われた経費名称	科学研究費補助金 ※捏造と直接的に因果関係が認められる経費の支出はなかった		

出所)文部科学省「熊本大学医学部附属病院所属教員による研究活動上の不正行為(捏造(ねつぞう))の認定について」
(http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1368676.htm) (2016年12月2日)。

[事案]

熊本大学医学部附属病院助教から、自らが責任著者である平成17年4月に発刊された論文に不正疑義(実験データの流用)があるとの自己申告を受け、熊本大学調査委員会において調査を行った。

(2) オーサーシップ (15条)

(イ) オーサーシップのための基準

オーサーシップとして掲載されるための**基準をすべて満たすことが必要***

(ロ) 不適切なオーサーシップ

① ギフト・オーサーシップ

② ゴースト・オーサーシップ

➤ ディオバン事件

製薬会社の元社員が、社員としての身分を明らかにせず、大学の非常勤講師としての肩書きのみで高血圧症治療薬ディオバンの臨床研究論文全般に関わっていたという事案
→データのねつ造、改ざん、利益相反でも問題

* 日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－【テキスト版】』平成27年3月 (<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf>) 66～67頁(2012年12月2日)。

(3) 不適切な発表方法(14条)

① 二重投稿・二重出版

- 印刷物、電子出版物を問わず、オリジナル性が要求されている場合、すでに発表された論文または他の学術雑誌に投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する行為*

② 「サラミ出版」／「ボローニャ出版」

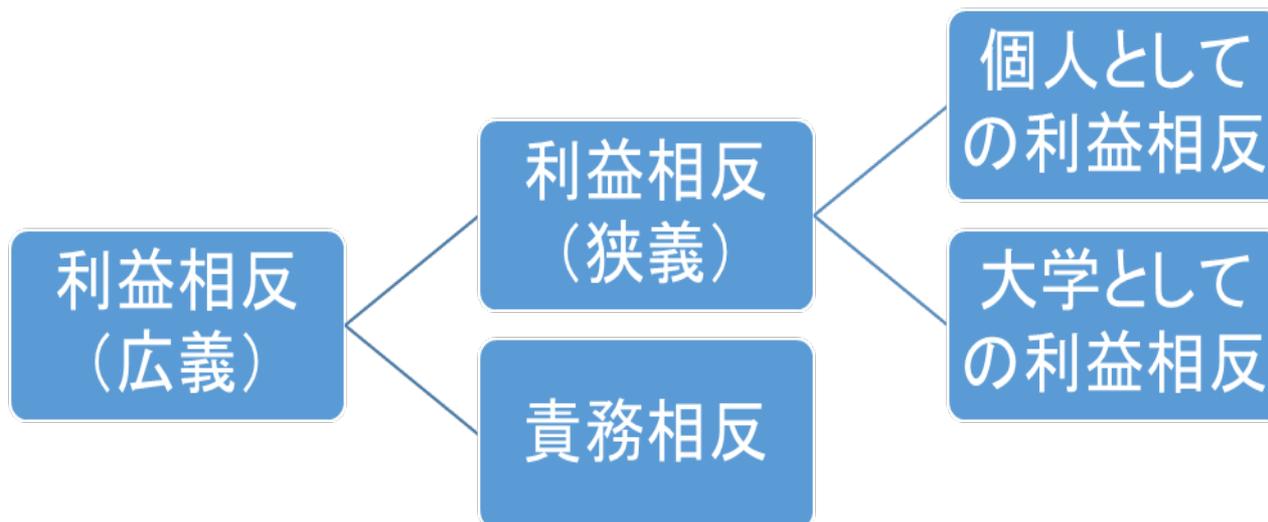
- 1つの研究を複数の小研究に分割して細切れに出版すること**

* 科学者の公正な研究活動の確保に関する調査検討委員会「科学者の公正な研究活動の確保に関する調査検討委員会報告書」2012(平成24)年
(http://www.tohoku.ac.jp/japanese/newimg/pressimg/press20120124_01_1.pdf) (2012年12月2日)。

**日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会『科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—【テキスト版】』平成27年3月
(<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf>) 66～67頁(2012年12月2日)。

(4) 利益相反(21条)

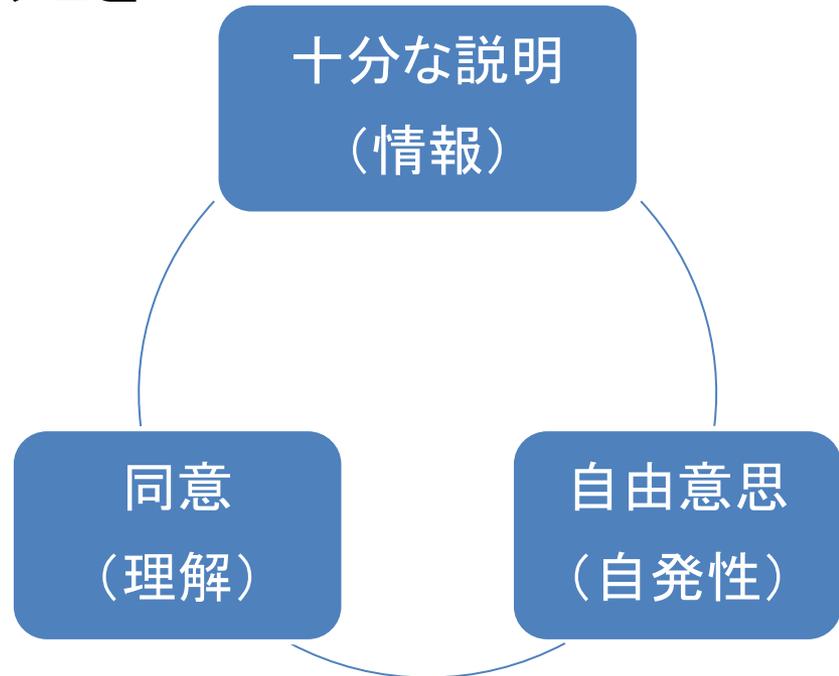
外部との経済的な利益関係等によって、公的研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、又は損なわれるのではないかと第三者から見なされかねない事態*



* 厚生労働省「厚生労働科学研究における利益相反 (Conflict of Interest: COI) の管理に関する指針」
(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Dajinkanboukouseikagakuka/150407sisin.pdf>) (2016年12月2日)。

(5) インフォームド・コンセント(13条)

被験者となることを求められた者が、研究者等から事前に臨床研究に関する十分な説明を受け、その臨床研究の意義、目的、方法等を理解し、自由意思に基づいて与える、被験者となること及び試料等の取扱いに関する同意のこと*



* 日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－【テキスト版】』平成27年3月
(<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf>) 35頁(2012年12月2日)。

(6) 個人情報保護(16条)

(イ) 定義

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)をいう(個人情報保護法第2条)。

(ロ) 匿名化

個人情報から個人の識別に係る情報を一部または全部取り除き、代わりに数字や符号をつけること*

- **連結可能匿名化**
- **連結不可能匿名化**

* 日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－【テキスト版】』平成27年3月
(<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf>) 41～42頁(2012年12月2日)。

(7) 研究不正の防止と告発

城西大学・城西短期大学研究倫理委員会規程

- 不正行為の通報(8条、24条)
- 不正行為に関する窓口の設置(24条)
- 通報者等、調査協力者、対象研究者の保護(20条)
- 無責任な告発の禁止(20条)
- 倫理教育等の啓発活動(23条)

➤ 研究倫理eラーニングの受講の義務化

3. おわりに

「城西大学・城西短期大学研究倫理規程」前文より

- 学術研究の自由と研究者の主體的な判断に基づく研究活動が保障されなければならないが、これらは**社会からの信頼と負託を前提**として、初めて社会的認知を得ることができるものである。
- 学術研究が、その健全で継続的な発展によってより豊かな人間社会の実現に寄与するためには、**研究者がその行動を自ら厳正に律するための倫理規範を確立する**必要がある。
- 城西大学は、建学の理念に立ち、**本学の学術研究が将来にわたって社会から多くの信頼と尊敬を得られるように努める**ことを宣言する。